

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 財物損害	金180,000円
(内訳)	
①福島県いわき市〇〇所在X所有のなめこ原木のうち、植菌年平成20年の200本	金20,000円
②同平成21年の200本	金40,000円
③同平成22年の200本	金60,000円
④同平成23年の200本	金60,000円
(2) 逸失利益	金778,986円
(内訳)	
第1項(1)①ないし④記載のなめこ原木合計800本分を廃棄したことに伴う逸失利益	
(3) 証明書取得費用	金200円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として合計959,186円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月19日

(仲介委員 出井直樹)